

2020年8月31日

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（第3回） 一般社団法人公立大学協会ヒアリング資料

質保証システム部会の大変多岐にわたる論点の中から、特に公立大学としての意見を中心に以下に記述しました。適宜口頭で意見を述べさせていただきます。

1 Society5.0、ニューノーマルなど将来を見据えた新しい大学像

(1) 学修者本位の教育の実現に向けた教学に関する抜本的な改革

ア 単位制度の見直し

- 我が国の単位制度は量的規定のみなので、アメリカのGPAのような質的規定（今は学修成果の可視化で代替）の導入を検討して欲しい。
- 単位計算方法は弾力化されてきているが、授業時間との関係が実態と合っていない状況にある（実験・実習は相当程度の自学自習を要している）。授業形態別の単位計算方法は撤廃し、例えば3分の1以上は授業時間（オンライン／対面授業含む）とするという規定に変えるのも一案である。
- 1単位＝45時間の学修は労働時間が週45時間の時代の規定である。現行の40時間に合わせて変更することも検討して欲しい。

イ 専門職養成課程の過密化

- 医療系専門職養成課程においては履修科目のほとんどが必修化され、他領域に関わる専門性や幅広い探究心の形成に割くための時間を取れない現状がある。

(2) オンライン授業による単位互換の推進

ア 大学設置基準等の見直し

- 「自ら開設」の原則、単位互換やオンライン授業で修得する単位の上限数などの弾力化や特例措置の検討。

イ オンライン授業の質保証

- 成績評価や学力担保の妥当性について各大学で検討する必要がある。

ウ 大学等連携推進法人制度における教学上の特例措置の活用

- コロナ後の社会では遠隔地にある大学間でも単位互換が進むと考えられるが、大学団体のような広域の大学の連合体が大学等連携推進法人となって教学上の特例措置を活用できれば、そうした取組みが進みやすいのではないか。省令の施行後、状況に応じて柔軟に制度を運用していくことは可能か。

2 実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方

(1) 大学の内部質保証が機能するために

ア 認証評価における内部質保証の評価方法

- 内部質保証の実効性は、その活動が構成員のオーナーシップを得て意識改革をもたらしているかにかかっている。内部質保証の在り方は構成員の特性や組織との関係性に依拠することになり、多様なものとならざるを得ない。従って内部質保証を外から評価する際は、その機能の発揮を促す形成的な評価が求められることになる。認証評価における内部質保証の評価は、各大学の内部質保証システムを外形的に評価した上で、各大学の特性に応じて柔軟に評価できるものであることが望ましい。

イ 情報公表の重点化

- 情報公表の徹底は大学の質の維持・向上に直結する。情報公表の徹底のための共通の公表システムのさらなる充実を図っていただきたい。

ウ 設置形態別の議論の可能性

- 公立大学は日常的に、各設置団体やそこに付属する法人評価委員会による評価を受けており、その評価は大学の内部質保証を促す可能性もあるが、中長期的な改善の取組みと矛盾をきたすこともある。評価の在り方は設置形態別の課題を抱えており、その特性に応じた議論もあって良いと考える。